

# 生活・事業維持のためのフリーランス向け支援策のご案内

2020年5月15日現在、内閣府沖縄総合事務局・沖縄県

## 1 幅広い用途に使える返済不要の資金が必要

### ■ 国民一律に10万円の給付が受けられます（特別定額給付金）

○問い合わせ先：特別定額給付金コールセンター（0120-260-020）

### ■ 売上50%以上減少の方は最大100万円の給付が受けられます（持続化給付金）

○問い合わせ先：持続化給付金コールセンター（0120-115-570、IP電話03-6831-0613）

### ■ 子の小学校などの休校で仕事ができなかった方は助成が受けられます（小学校休業等対応助成金）

※2月27日～6月30日の間で、春休み等のもとと学校が休みである日を除き、就業できなかった日について1日あたり4,100円

○問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金コールセンター（0120-60-3999）

### ■ 収入減により家賃支払が苦しい方は給付が受けられます（住居確保給付金）

※1 離職・廃業、休業で収入が減少した方であって、収入が市町村の定める額より低い方

※2 支給期間は原則3ヶ月

○問い合わせ先：お住まいの市町村の自立相談支援機関

## 2 生活維持・事業継続に必要な資金の貸付けを受けたい

### ■ 当面の生活維持に必要な小口資金の融資を無利子で受けられます

※1 主に休業により収入が減少している方は、最大20万円・無利子＜緊急小口資金＞

※2 主に失業により生活が困窮している方は、最大月20万円（単身は15万円）を3ヶ月間、無利子＜総合支援資金＞

※3 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。

○問い合わせ先：お住まいの市町村の社会福祉協議会

### ■ 事業継続のための運転資金の融資を、県内の主要金融機関※1で、貸付当初3年間の実質無利子※2・無担保・据置最大5年間で受けられます

※1 取扱金融機関は、沖縄公庫、商工中金、沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行。

※2 実質無利子化に係る利子補給は、一部金融機関においては、所定の利子を支払った後、申請により利子分を返金する方法。申請方法等の詳細は後日公表。

※3 過去に沖縄公庫等で借り入れた融資を無利子融資に借り換えができる場合があります。

○問い合わせ先：各取扱金融機関

## 5 税・社会保険料や各種固定費の支払いが心配

- 【**税・公的保険料**】各種税金、国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などの猶予が認められる場合があります。（税務署や県税事務所、お住まいの市町村役場までお問い合わせください）
- 【**電気・ガス・水道**】電気、ガス、水道・下水道料金などの猶予が認められる場合があります。（それぞれの契約会社等にお問い合わせください）
- 【**県営住宅**】県営住宅については、家賃の見直し、減免等が認められる場合があります。（相談窓口098-917-1210までお問い合わせください）
- 【**電話・NHK**】固定電話、携帯電話、NHK受信料等について、総務省から各事業者に対し、支払が困難な事情がある者の状況に配慮し、迅速かつ柔軟に対応するよう要請しています。（それぞれの契約会社等にお問い合わせください）

### お問い合わせ先

各支援策でご紹介した問い合わせ先のほか、以下の問い合わせ先もご利用できます。

○無利子融資等に関する問い合わせ先		
	沖縄振興開発金融公庫	098-941-1795
	沖縄県信用保証協会	098-863-5300
	沖縄県商工労働部中小企業支援課	098-866-2343
	その他、各金融機関（沖縄銀行、琉球銀行、商工中金、沖縄海邦銀行、コザ信金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行）	
○経営に関する各種ご相談先		
	沖縄県よろず支援拠点	098-851-8460
	沖縄総合事務局中小企業課	098-866-1755

また、本資料でご紹介した国・県の支援策のほか、各市町村でも支援策を講じている場合があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※内閣府沖縄総合事務局経済産業部では、メールマガジン及びtwitterにて最新情報を随時配信しております。右側のQRコードからご登録をお願いいたします



メルマガ配  
信登録



Twitterア  
カ  
ウント